

非課税世帯等向け臨時特別給付金を支給します

住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対する臨時特別給付金給付事業を次のとおり実施します。

1 支給額：1世帯あたり10万円

2 対象世帯

(1) 非課税世帯（見込み）：約35,000世帯

令和3年12月10日（基準日）時点で本市の住民基本台帳に登録されており、世帯員全員が令和3年度分の市町村民税（均等割）が課税されていない世帯の世帯主（市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く）

(2) 家計急変世帯（見込み）：約1,500世帯

申請時点で本市の住民基本台帳に登録されており、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯

3 受付期間（申請期間）

(1) 非課税世帯：令和4年1月20日（木）から3月31日（木）まで

(2) 家計急変世帯：令和4年2月1日（火）から9月30日（金）まで

4 手続き方法

(1) 非課税世帯

対象者に振込予定口座等の印字された書類（確認書）を1月20日に送付し確認後に返送する。（確認書の提出から2週間程度で口座振込により給付金を支給）郵送もしくはWebでの受付が原則。

(2) 家計急変世帯

対象者は、申請書を本市ホームページか非課税世帯向け臨時特別給付金専用ダイヤルから入手し、減少した収入額がわかる書類等（給与明細、預金通帳等）を添付し申請する。（申請書を審査し、口座振込により給付金を支給）

※手続きについては、郵送又はWebでの受け付けが原則となります。

5 備考

非課税世帯向け臨時特別給付金専用ダイヤル

027-898-1192（平日9:00-17:00）

本件に関するお問い合わせ先

社会福祉課 非課税世帯等臨時特別給付金担当

電話 直通 / 027-898-6996